

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之でございます。

冒頭、先ほどの佐藤外務副大臣の重大な問題発言について質疑等をまずさせていただきます。思います。

今、委員部の方から速記録をいただきましたけれども、佐藤副大臣はこれにおっしゃっています。外務副大臣を拝命いたしました佐藤正久でございます。事に臨んでは危険を顧みず。今、私が読み上げる服務の宣誓でございますけれども、委員の先生方のお手元に配られております私の今日の配付資料の中に実は入っております。昭和四十七年政府見解という古い政府見解ですね、七・一閣議決定のこの大きな文字ではなくて、小さい四十七年政府見解の資料の七ページ目でございます。是非開いていただきたいと思っております。

今の佐藤副大臣の挨拶の続きでございますが、始めから言います。外務副大臣を拝命いたしました佐藤正久でございます。事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える決意であります。厳しい安全保障環境の中で、国家国民の安全、安心を守るため、現場主義で汗をかいてまいります。以下、略させていただきます。

私は、この佐藤副大臣の挨拶、この外交防衛委員会に対して政府として行われた挨拶は、日本国憲法の趣旨に反し、また自衛隊法や外務省設置法などとの関係で、それらの趣旨、また国家行政組織法の趣旨にも反する暴言であると思えます。佐藤副大臣は内閣において即刻罷免をされるべきであると考えます。今からその理由を御説明をさせていただきます。今からその理由を御説明をさせていただきます。

では、小野寺大臣、この自衛隊員の服務の宣誓ですけれども、何の法令に基づいて全自衛隊員が自衛隊員になったときに行っているものか御存じでしょうか。

は何の法令に基づいて自衛隊員が行っているのか御存じですか。

○国務大臣(小野寺五典君) 服務の宣誓は、自衛隊法第五十三条の規定に基づくと理解していただきます。

○小西洋之君 今大臣が答弁いただきましたように、佐藤外務副大臣が外交防衛委員会で、この決意でありますとおっしゃった服務の宣誓は自衛隊法に基づく制度なんです。自衛隊法と自衛隊組織令に基づくものであります。先ほども外交と防衛の違いの質問がございましたけれども、紛争を阻止する、他に適当な手段がない、もうほかに全て手段がない、外交ではもう間に合わない、どうしようもない、防げないときに武力を行使して国民を守るのが防衛省の役割であり、その下の自衛隊の役割であります。

また、日本国憲法の第六十六条二項には、こういう規定がございます。「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならぬ」。文民でなければならぬ、この趣旨は、かつての政府答弁において、武断政治を排除する、安倍内閣の解釈改憲以前に唯一解釈変更が行われた例でございます。かつて自衛隊員は、武人ではない、文民であるというふうにされておりました。しかし、自衛隊の装備の実態などから見て、組織の実態などから見ると、文民ではない、武人であるというふうな解釈変更された経緯もござります。つまり、自衛隊員の服務の宣誓というものは武人の精神の言わば真髄を言ったものであり、武力の行使に当たってのその職務の精神、それを述べたものではないかと。

河野外務大臣に質問させていただきます。

大臣は、この佐藤副大臣の服務の宣誓の、もって国民の負託に込める決意である、このような就任に当たっての挨拶をした外交防衛委員会ですることを事前に御存じでしたでしょうか、かつ、それを了承されたのでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) 佐藤副大臣がどのような挨拶をするか、別に事前に原稿を見ていたわけ

知らなかつたら結構ですけれども、服務の宣誓

ではございませんが、外務省の職員も国民の平和あるいは安全、繁栄を守るために身をなげうって職務を行うわけでございます。

外務省の中には、外務省の職員として殉職した方々のための碑が、碑というか像がございますが、外務省の職員も、いざというときには、国民を守るためには危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務める必要があるというのには、これは公務員として変わりません。これは自衛隊であろうが外務省の職員であろうが、あるいは国家公務員ではないかもしれませんが、警察官、消防員、あるいは消防団員といった方々も、いざ事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務める、そういう方が大勢いらっしゃるわけでございまして、私は特に問題があるとは思っておりません。

○小西洋之君 佐藤外務副大臣に続いて河野外務大臣まで大臣辞職に値する暴言をおっしゃいました。河野大臣に伺いますけれども、今おっしゃられたこの服務の宣言の文言ですね。事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える。このような宣言をやっている公務員が自衛隊員以外に、私もかつて総務省の職員でした、日本国の全公務員は就任に当たって宣言をします。この服務の宣言と全く同じ文言の宣言をしている公務員がいるかどうか御存じですか。

○国務大臣(河野太郎君) 佐藤副大臣は、別に服務の宣言をしたわけではなくて、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える。これはどんな場面でも公務員として必要な場合にはこういう覚悟で事に当たらなければいけないということをお述べたものであります。

○小西洋之君 聞いたことに簡潔に答えてください。

他の公務員で、自衛隊員以外に法令上こうした服務の宣言と同じ文言の宣言をしている公務員がいるかどうか御存じですか。聞いたことに答えてください。

○国務大臣(河野太郎君) 存じ上げません。

○小西洋之君 これはかつて外交防衛委員会、予算委員会その他で私、取り上げたことがございまして、ないんです。これ政府も確認していません。今、河野大臣のその答弁は、私はある意味自衛隊員を愚弄するものだと思います。全公務員の中で、事に臨んでは、有事の際には危険を顧みるなど、身をもって、つまり、自分の命を投げ出してまでも国民を守り抜くと、責務の完遂を行え、そのことを宣言を行う、そのことを宣言しているのが自衛隊員の服務の宣言なんです。それはこの上なく重い重い宣言なんです。

普通の公務員に対しては、職務上このような宣言を法令上行うことは私は許されないと考えますけれども、先ほど、外務省の職員も同じような精神で職務に当たっている、いざというときには危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務めるんだというふうにおっしゃいましたけれども、撤回なさいますか。河野大臣に伺います。

○国務大臣(河野太郎君) 別に服務の宣言をしているわけではなくて、事に臨んで、いざというときには国民を守るために、邦人保護の場合のようなどときには国民を守るために我が身の危険を顧みずにはやらなければいけないということがあるだろうと思えますし、外務省の職員でも、かつての杉原千畝のように大勢の方を救うために様々な行動を取った方もいらっしゃるわけでありまして、特に問題があるとは私は思いません。

○小西洋之君 委員長に、委員会に対して政府見解の提出をお願いさせていただきたいと思っております。

まず、佐藤副大臣の先ほどの挨拶で、すけれども、全体としてどういう意味で、私が読み上げた部分で、すけれども、挨拶としてどういう意味、どういう趣旨で行っているのかが一点。また、佐藤副大臣がおっしゃった言葉で、すね。今から申し上げます。事に臨んで、この事に臨んでとはどういう意味で言ったのか。危険を顧み

ずとはどういう意味でおっしゃったのか。身をもってとはどういう意味でおっしゃったのか。責務の完遂に務めようというのとはどういう意味でおっしゃったのか。最後、国民の負託に応える、これらもどういう意味でおっしゃったのか。

全体の意味と、一つ一つの言葉の意味を政府の見解としてこの理事会に提出いただきまして、その上で、内閣として佐藤副大臣を罷免すべきことと、また、佐藤副大臣のこの文言を使った挨拶を肯定された外務大臣の問題について、理事会として協議いただくことをお願いいたします。

○委員長(三宅伸吾君) 後刻理事会で協議いたします。

○小西洋之君 ありがとうございます。恐るべきことが起きています。かつて、日本の戦前は、外交を軍部、軍事が支配してしまつた。外務省の中にも、こうした武力で事解決するんだ。外交の役割というのは、あくまで武力紛争を何が何でも阻止するのが外交の役割でございます。しかし、その国際問題を武力によって解決してもいいじゃないかという革新派官僚と言われるような外務官僚が生まれて、そして全体として軍国主義の流れの中で日本は無謀な戦争に、誤つた国策に突き進んでいった、そうした歴史を河野大臣、そして小野寺大臣もしっかりと読み取っていただいて、政府として先ほどの要求に、私の統一見解の要求に対して誠実に答えていただけるように思います。

やはり、ちよつと一言、もう一つ、河野大臣、ちよつとこの場で確認させていただきたくすけれども、河野大臣、佐藤副大臣を内閣として罷免すべきだと私は考えますが、罷免するお考えはございますか。

○国務大臣(河野太郎君) 全くございません。

○小西洋之君 では、理事会でしっかり協議をいただきたいと思います。

づき取り組んでいくといった趣旨のことがございましたので、安保法制の違憲問題、この委員会の中では何度も取り上げさせていただきました。三宅委員長は初めての御説明をさせていただきますことになるかもしれませんが、日本政治最大の問題でございます。

私の質問の目的の趣旨は、安保法制の違憲、特に集団的自衛権の解釈変更の違憲問題をしっかりと両大臣に御認識いただいて、まかり間違つても日本がアメリカを守るために武力の行使、集団的自衛権を発動、アメリカのために集団的自衛権を発動する、あるいは限定的な集団的自衛権を発動する、そのようなことがないようにとお願いいたします。

二つの資料をお配りさせていただいておりますけれども、済みませんが、ちよつと冒頭で時間を使つてしまつたので簡潔に申し上げさせていただきますが、この文字の大きい七月一日の閣議決定でございますけれども、実は安倍内閣は、七月一日の閣議決定の中に、憲法九条の条文を変えない限りできないと歴代政府が答弁して来た集団的自衛権がなぜ合意になったのか、その理由を真正面から書いております。

(1)で、政府の解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる、したがって、もし解釈変更する場合という意味ですけれども、従来の政府見解における憲法九条解釈の基本的な論理の枠内で論理的な帰結を導く必要があるというふうにしております。つまり、歴代政府が守つてきた九条の解釈の基本的な論理なるものがあると、その枠内の解釈変更であれば合意なんだという意味であります。

じゃ、安倍政権の言う九条解釈の基本的な論理とは何か、下の(2)でございますけれども、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認をされるものであり、そのための

必要最小限度の武力の行使は許容される、これが基本的な論理であり、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料、集団的自衛権と憲法の関係に明確に示されているところであるというふうにしております。

今私が読み上げました昭和四十七年の決算委員会に提出された資料というのが皆様にも縮小コピーでお配りをさせていただき、私が今右手で掲げさせていただいているいわゆる昭和四十七年政府見解でございます。この閣議決定に書いてあるとおり、安倍政権は、限定的な集団的自衛権を許容する九条解釈の基本的な論理がこの四十七年見解の中に明確に示されていることを言っているわけでございます。

実際に安倍政権が言っている言葉があります。この四十七年見解の方の資料、下にマジックのページがあるんですが、二ページ、御覧いただけますでしょうか。二ページの右下にマジックで引いたところがありますけれども、この外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利云々というのは、さつき私が読み上げさせていただいたこの七・一閣議決定の(2)の安倍政権が九条の解釈の基本的な論理だと言っている箇所でございます。

じゃ、なぜこの基本的な論理、この箇所に集団的自衛権が合憲と読めるのかというと、その理由は一つしかございません。この資料の中で外国の武力攻撃という太い文字にしたもの、あるいは原本の方では黒いマジックで引いた外国の武力攻撃……(発言する者あり)事前に通告させていただいたので、しっかりと受けていると思うんですが、分かりませんか。もう本会議を含め予算委員会でも何度も。

じゃ、丁寧に。じゃ、大臣、これ御覧いただけますか。こちらの、七・一閣議決定の。じゃ、止めてください。配付資料が行っていないので。

○委員長(三宅伸吾君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(三宅伸吾君) 速記を起こしてください。○小西洋之君 では、よろしいですか、大臣。

この大きな文字の、七・一閣議決定の外国の武力攻撃という文字がありますね。一ページ目です、一ページ目。この外国の武力攻撃に誰に対すると書いていないと。ただ、日本の義務教育を受けた普通の日本人の、日本国民の皆さんであれば、この外国の武力攻撃は日本国に対する外国の武力攻撃としか普通は読めないはずであります。日本国に対する外国の武力攻撃によって国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される、つまり個別的自衛権の局面を言っている文章、それに限られるはずだということなんですけれども、しかし、安倍政権は違うと言いだめたわけでございます。

大臣、次のページ、おめくりいただけますか。次のページをおめくりいただきまして、右上です、この横にしていただいたの右の箱を御覧いただけますが、真ん中に書いてあるのが、外国の武力攻撃によって国民の生命などが根底から覆される。普通は我が国に対するとしか読まないわけなんです。ところが、小野寺大臣が関わられた七・一閣議決定においてはそうじゃないと。我が国に対するは読めるけれども、同盟国に対する外国の武力攻撃とも読める。つまり、同盟国アメリカに対する北朝鮮の武力攻撃によって日本国民の生命などが根底から覆されるという集団的自衛権の局面も読み替えることができるんだと、両方読めるんだというふう言っているわけでございます。

それを明らかにしたのがその下の平成二十七年の三月二十四日の私の質問ですけれども、同盟国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるんですかと今の横島長官に聞きましたら、横島長官は、四十七年の政府見解そのものの組立てからそのような解釈が、理解ができるというふう言っております。更にそれを分かりやすく言うと、今のページの左上の図、六月十一日

の横島長官の答弁ですけれども、限定的な集団的自衛権を容認する法理が当時から含まれている、昭和四十七年政府見解、この古い見解を作ったときから含まれている、そういう二通りの読み方ができる文書なんだということを、安倍政権は一貫してこれだけ言っています。

さらにこの四十七年見解なんですけれども、今、河野大臣お手元のものとは違う、このもう一つの私の配付資料です、もう一つの私の配付資料です。もう一つの別の配付資料。官僚の人たち後ろから出してください。もう一つの配付資料、二つあるんです、配付資料。何かわざと遅延行為をやっているようにすら思いますが。(発言する者あり)余計なことですか。

今大臣が御覧いただいておりますね、この昭和四十七年見解のコピーなんですけれども、右上に作った人たちが判を押しております。判が押してあります。これはもう政府答弁で全部明らかになっていきますが、今印刷見えにくいかもしれせんけれども、一番上は吉國法制局長官です。左下が真田次長、右下が角田第一部長、歴任の法制局の幹部ですね。法制局の幹部の皆さんが作って政府に出したのが昭和四十七年政府見解です。かつ、これは、作るきっかけになった国会質問があります。昭和四十七年の九月の十四日の質問、この参議院の決算委員会における質問の吉國長官の答弁を用いてこの四十七年見解は作られています。

じゃ、さつきのこの初めの七・一閣議決定のこちらに戻っていただけますか。じゃ、これの二ページ目を配って。はい、ありがとうございます。で、その次のページです、三ページ目をお願いできますか。はい、ありがとうございます。

今御覧いただいております三ページ目のこの資料ですけれども、この昭和四十七年政府見解を作るきっかけになった国会の吉國長官の答弁です。

我が国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集団的自衛のための行動は取れない、これ

は政治論ではなくて、憲法九条の法律的な憲法的な解釈として考えていると。我が国に対する侵略、外国の武力攻撃が発生して初めて自衛のための措置をとり得る、つまり、個別的自衛権しかできないので集団的自衛権はできないと言っています。これは政策論や政治論じゃなくて法律論、憲法論だと言っています。

今私の読み上げた質疑の、もう一つの右の質疑、御覧いただけますか。右側の、文字が多いですけど重要な質疑ですので、ちょっと早口で。

憲法九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、我が国が侵略された場合に、我が国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるといのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしている。このような答弁をしています。

つまり、昭和四十七年政府見解は、集団的自衛権は絶対できないと国会で答弁した法制局長官から自らが作って出したものなんです。その理由は、我が国に対する外国の武力攻撃の局面しか日本は自衛権の行使ができないと。よって個別的自衛権しかできないし、集団的自衛権はできないと。はつきり答えて作ったものでございます。にもかかわらず、安倍内閣は、四十七年見解の外国の武力攻撃は同盟国に対する外国の武力攻撃とも読めるというふう強弁をしているわけでございます。

河野大臣に伺いますけれども、昭和四十七年見解を作った吉國長官が、作るきっかけになった国会答弁で、我が国に対する、日本国に対する外国武力攻撃の発生局面しか実力行使はできないと言っているにもかかわらず、なぜ同盟国などに対する武力攻撃の発生局面である集団的自衛権が

できると、そういうふうには安倍政権は主張ができるんでしょか。四十七年見解の外国の武力攻撃というのはいくまで我が国に対する外国の武力攻撃としか読めない、つまり安保法制は違憲ではないか。いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) この昭和四十七年の基本的な論理というんでしょうか、憲法九条の下でも、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは理解されていないわけで、一方、この自衛の措置は、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力の行使は許容されるということで、これは平成二十六年七月の閣議決定後も維持されているわけでございます。

この昭和四十七年の資料につきましては、従来の自衛権発動の三要件の一つとして我が国に対する急迫、不正の侵害があることが必要だということでございますが、これは当時の安全保障環境に照らして、基本的な論理に当てはまる場合として我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるものと考えられていたわけで、基本的な論理と御指摘のことと環境が変わってきたということでおります。

○小西洋之君 河野大臣は何ら私の質問に対して論理的な答弁いただけませんでしたけれども、もう時間が迫っていますので申し上げさせていただきますけれども、もし両大臣が集団的自衛権の発動をすれば、これはもう絶対に違憲です。後ろに資料を付けておられますけれども、あの安保国会では、元最高裁の判事が、法匪である、裁判所に行って通用しないと。元法制局長官は、黒を白と言いくるめる類いというようなこともおっしゃっております。また、朝日新聞や東京新聞は社説で書き、また、この四十七年見解を作った方、一人

御健在の方がいらつしやるんですけども、今年の東京新聞の九月二十日の一面に書かれていたけれども、作った御本人がこの安倍政権による読替えを否定されております。安保法制は絶対の違憲なわけでございます。もしこれを発動すれば、両大臣は、国家賠償、国賠法ですね、国賠法上の責任を有することになります。

ただし、何よりも絶対行われてはいけないことは、違憲の戦争、武力行使を発動して、死ぬはずがない自衛隊員を殺すことは絶対に許されないわけでございます。自衛隊員や国民を、違憲の武力行使を内閣が発動して自衛隊員や国民を殺すことは絶対に許されないわけでございます。もしそのようなことをするのであれば、場合によってはこれ刑法上の、まあこの罪名は控えなければいけないかもしれませんが、人の命に関わる危険行為を故意をもって職務上行う場合には、刑法上の殺人罪ですとか、そうした問題も検討になるんじゃないか、そういう法律的な議論もございいます。

どうか、両大臣におかれては、安倍内閣が犯した過ちというものをしっかりと御認識されて、憲法尊重擁護義務に基づき、この安倍政権の解釈変更、そして安保法制の廃止、そのために尽力をいただきたい、そのことをお願いをさせていただきます。終わります。ありがとうございました。